

「脳磁計とMRIを使う住民健康調査」に批判殺到

環境省は庁発足の原点に立ち返れ

■天草市・上天草市の住民を／熊本市で診察し／水俣市の国立水俣病研究情報センター（国水研）で機器検査
マイクオフ事件の反省をもとに設けられた環境省と水俣の患者団体との「実務者協議」の席上、環境省が懸案の住民健康調査について出してきた案は、「フィジビリティ調査」（本格調査の指標とする実験）と称するもので、無作為抽出した住民を呼び出して、熊本・水俣で2泊3日を要するという奇妙なものだった。そして、その目的を問われた浅尾慶一郎環境大臣は調査の目的を「住民の不安解消のため」と説明した。（→報道 14p）

■2009 水俣病特措法を、換骨奪胎

水俣病特別措置法（特措法）は、条文の大半をチッソの経営を救済するための特例措置で埋めた「加害者救済法」の性格を持つ法律だが、その中で住民健康調査をめぐる 36 条・37 条は、法案の与野党折衝の中で辛うじて残った大切な条文である。その 36 条に「住民の健康不安」の文言は出てくるが、浅尾大臣はその趣旨を換骨奪胎し、未だ認められていない沿岸住民に実在する健康異常や自覚症状を「心因性」「気のせい」として葬り去る意図を、はからずも暴露してしまった。これは、数々の水俣病訴訟の中で、被告側の訟務検事や代理人たちが繰り返し言い募っている水俣病否定のための文言と同じである。

水俣では、被害者支援者連絡会が、「求めている健康調査は機器検査ではない」として強く反発。また、過去に国水研に足を運んで脳磁計やMRI検査に協力した胎児性患者たちは、自分の検査結果を住民健康調査や認定審査で「メチル水銀の影響を否定する指標」として使うことは許せない、と危機感を強めている。

■十数年も検査を放置しながら、23億円を支出

地元の患者団体の反対声明や行動については、次号で詳報する。また「正しい住民健康調査を行うべき」という主張の根拠になる、現行の法律や過去の熊本県計画などは、資料として 15～16p に掲載した。

当欄では、環境省の調査案について、別な観点からの疑問を提示する。それは、前号 26p、野間健議員（衆／鹿児島）の「(15 年間に) 23 億円のお金を使って、どういう進展、成果が得られたのか」という指摘だ。特措法が定めた調査を法の制定以降ずっと放置してきたことが問題だが、「何もしなかった」のではなく「調査手法の開発」にかこつけて、水俣病を狭くとらえる医学者たちに研究費を支給しているのだとしたら、更に許せない。昨今の環境省の、「水俣病認定患者を、これ以上増やしたくない」という暗黙の政策目標に向けて予算を使っている疑惑。会計検査院による監査が必要なのではないか。

■発足時の環境庁は今と違った

実は、水俣病行政が、もっとまともだった時代がある。それは、厚生省や経済企画庁から独立して環境行政を専横的に所掌する役所として「環境庁」が発足した 1971（昭和46）年のことだ。この時、旧救済法で熊本県知事や鹿児島県知事から「水俣病ではない」との棄却処分を受けていた川本輝夫・佐藤ヤエさんらの行政不服審査請求の審査も厚生省から環境庁に担当が移った。そして、この人々の棄却処分を県知事に差し戻す裁決を出し、同時に「有機水銀の影響を否定できない場合は認定せよ」との、事務次官通知を発出したことは著名である。

加えてその時、環境庁は、熊本県と鹿児島県に住民健康調査を要請した。そして翌年から住民健康調査が実際に行われたのである。汚染想定区域も今より狭く、調査結果が認定業務に連動しなかったなどの課題はあったが、当時としては熊本医学部第二次研究班の調査ともども、住民の健康異常を広く把握することに資するものだった。医師でもあった大石武一環境庁長官（初代を短期勤めた山中貞則長官に次ぐ第二代）の頃である。

■水俣病の潜在被害をここまで広げたのは、チッソ+厚生・通産省、経済企画庁

歴史を更にさかのぼれば、いまだ潜在的な健康被害が把握しきれないほどの広がりに至った責任は、環境庁が発足する前の、通産省、厚生省、経済企画庁の政策＝「工場排水が原因」とほぼめどがついた 1959 年から 1968 年までの発生源対策の懈怠・放置・不作為にあることが明らかだ。歴史経過の詳述は別の機会とするが、高度経済成長時代の誤った政策結果の全貌を把握するのは私達も含めた後代の責任だ。環境省と熊本県には、その先頭に立つことが求められているのである。

2025 年 11 月

東京・水俣病を告発する会